

和歌山県・市町村連携会議

平成28年度活動報告

権限移譲小委員会

平成29年3月

1. 事務処理特例条例の改正

～平成27年度

- 平成21年3月 和歌山県・市町村連携会議において「市町村への分権に関する計画」を決定
6月 権限移譲に関し、地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく協議
9月 事務処理の特例に関する条例改正案成立
12月 (国) 地方分権改革推進計画が閣議決定
- 平成22年4月 48法律に係る権限を移譲
平成23年4月 (国) 第1次一括法成立
平成23年8月 (国) 第2次一括法成立
平成24年3月 第2次一括法に係る権限を削除
平成26年9月 医療法及び薬事法改正に係る規定の整備
平成27年3月 児童福祉法等の改正に係る規定の整備
建築基準法等に係る事務を追加
平成27年6月 (国) 第5次一括法成立
9月 電子署名法の改正により事務を削除
歯科技工士法施行令改正に係る規定の整備
12月 マイナンバー法関係の次の事務を追加
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務
・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務
・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務
・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務
- 平成28年3月 商工会議所法施行令改正に係る規定の整備
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律改正により事務を削除
農地法改正に係る規定の整備

平成28年度

- 平成28年5月 (国) 第6次一括法成立
9月 医療法改正に係る規定の整備
平成29年3月 第6次一括法に係る権限を削除
建築基準法に係る事務を追加
和歌山県の動物愛護及び管理に関する条例に係る事務を追加
農業振興地域の整備に関する法律等の改正に係る規定の整備

* 平成29年3月現在の移譲事務数 90法令 655事務

2. 地方分権改革に関する提案募集について

制度概要

- (1) 地方分権改革に関する提案募集とは
現場に残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの提案を各地方公共団体等から募る制度のこと(平成26年に導入)
- (2) 当該制度の特徴
 - <事前相談>
 - ・ 内閣府が直接、相談を受付
 - ・ 提案内容が未確定でも相談可能
(事務・権限による支障や担当者レベルのアイデアでも相談可能)
 - ・ 自治体から派遣された職員を中心に親身に助言
 - <提案>
 - ・ 事前相談の結果を踏まえ、「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果と合わせて提案
 - <提案後の対応>
 - ・ 単なる要望ではないため、年末の閣議決定まで、内閣府と協議をする必要

平成28年度までの県内市町村の取組

平成26年度	提案2件
平成27年度	提案なし
平成28年度	提案なし

3. 県の取組及び提案のポイント

平成28年度の県の取組

(1) 研修の実施

12月9日(金) 和歌山県地方分権特別研修(主催: 県市町村職員研修協議会) 約25名参加

1月30日(火) 地方分権改革研修会

(講師として内閣府地方分権改革推進室参事官他を招聘) 約90名参加

(2) 研修のまとめ

<地方分権改革に関する提案募集のねらい>

- ① 住民サービスの向上、地方創生の基盤の構築
 - ・ 住民生活の改善が実感できる成果を具体的に把握し、地域に還元
- ② 分権改革を通じた自治体の業務改革
 - ・ 無駄な仕事を減らし、人員や予算を効率的に活用
- ③ 地域の自主性・自立性の発揮、自治体職員の意識改革
 - ・ 現場の実態に合った制度づくりや、制度改正の提案を自ら実行する新たな公務員像

<実現可能性の高い提案のポイント>

- ・ 支障事例に説得力のあるもの
- ・ 多数の自治体から要望のあるもの(共同提案)
- ・ 国民的関心の高い分野であるもの(地方創生、子ども・子育て支援など)
- ・ 担当府省でも既に問題意識のあるもの
- ・ 住民サービスの改善が具体的であるもの
- ・ 地域資源(既存施設、遊休資産)を有効活用できるもの
- ・ 関係施設・人員を効率的に活用できるもの(施設の共用、人員の兼務など)

4. 実現に至った事例及び平成29年度スケジュール

実現に至った事例

- (1) 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
提案団体：島牧村(北海道)
関係府省：厚生労働省
提案内容：指定小規模多機能型居住介護の居間及び食堂の共用に関する事項の規制緩和
支障内容：指定通所介護等の機能訓練、食堂及び介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することが認められていないため、施設を有効活用できない

- (2) 職員・従業者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
提案団体：兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市
関係府省：内閣府、厚生労働省
提案内容：病児保育事業にかかる職員配置要件の緩和
支障内容：人口の少ない地域等で、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れない

平成29年の地方分権改革に関する提案募集スケジュール

2月21日(火)	事前相談・提案受付開始
5月19日(金)	事前相談受付終了
6月6日(火)	提案受付終了
6月9日(金)	共同提案の意向・支障事例等の補強照会(2週間程度)
6月下旬～	対応方針等の検討
12月中下旬	地方分権改革推進本部・閣議(対応方針の決定)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第7次地方分権一括法案）の概要

平成29年3月
内閣府地方分権改革推進室
平成29年3月3日
閣議決定

第7次地方分権一括法案

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【10法律を一括改正】

I 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲(4法律)

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法）
- ・ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（児童福祉法）
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(6法律)

- ・ 地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し（地方自治法）
- ・ 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和等（農業災害補償法）
- ・ 都道府県による地域森林計画の一定の事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し（森林法）
- ・ 都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し（国土利用計画法）
- ・ 特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）
- ・ 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等（公営住宅法）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

和歌山県・市町村連携会議

平成28年度活動報告

税収確保小委員会

平成29年3月

税込確保小委員会

○ 平成28年度の活動成果について

第1 個人住民税の特別徴収推進のための取組

- ・ 個人住民税における特別徴収の徹底に関する研究会
（共同アピールの実施、各種様式の統一、周知広報の徹底等）

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

- ・ 県税及び市町村税の徴収強化会議（共同事業の実施、徴収課題の検討等）

第1 個人住民税の特別徴収推進のための取組

(1) 個人住民税の特別徴収制度の概要

地方税法の規定により、個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に給与支払者が給与から天引きし、従業員等に代わり、市町村に納入する、特別徴収によることが義務付けられている。

市町村は、給与所得者に対して課する個人の市町村民税を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。(地方税法第321条の3)

市町村は、給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。(地方税法第321条の4)

(2) 特別徴収の徹底の課題

○これまでの取組

県内の市町村では、平成22年度からの継続的な取組により、事業者啓発を中心とした「お願い型」の指定を推進し、特別徴収への切替えが進んできた。

しかし、

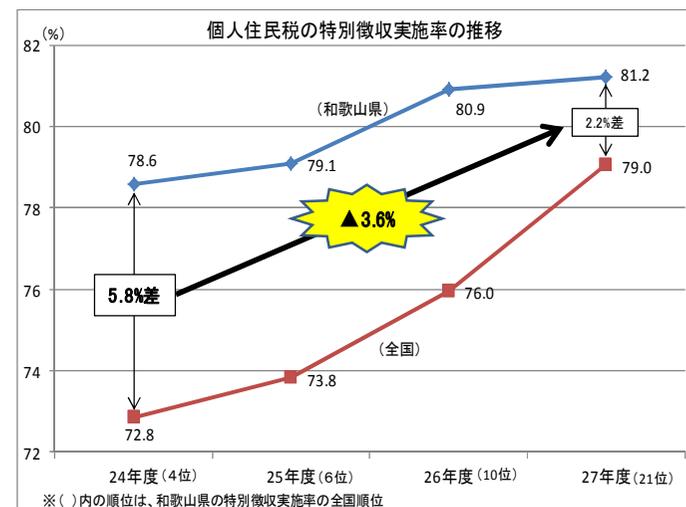
- ・ 事業者特別徴収制度が正しく理解されていないこと
- ・ 特に、県域を越えて活動する事業者に対しては、一団体での働きかけでは不十分 等

から、特別徴収を実施していない事業者との合意形成に基づく指定は限界があり、特別徴収への切替えも鈍化傾向にある。

○全国の状況

更なる特別徴収の徹底に向け、取組を進める都道府県は年々増加傾向にあり、全国的な気運が高まっている。

また、近畿府県においても平成30年度から特別徴収の徹底の取組が予定されているところである。



【全国における特別徴収の徹底の実施・検討状況(和歌山県を除く)】

実施・検討状況	実施済	実施予定	小計	検討中	予定なし
都道府県数	32	12	44	2	0

※平成29年3月時点

⇒市町村による広域的な取組として更なる特別徴収の徹底を実施することで、特別徴収を実施している事業者との公平性の確保、地方税法の遵守の徹底を図り、ひいては、徴収率の向上に繋げていく

(3) 今後の対応方針

- 平成28年 個人住民税における特別徴収の徹底に関する研究会の立ち上げ
「近畿府県共同アピール」、「特別徴収推進宣言」等の広域的な広報及び連携
- 平成29年 短期間の集中的な事業所への周知徹底
- 平成30年 市町村による特別徴収の対象となる事業者の特別徴収義務者指定

第1 個人住民税の特別徴収推進のための取組

『個人住民税における特別徴収の徹底に関する研究会』(平成28年度～)

(1) 平成28年度の取組の実施結果

①更なる特別徴収の徹底に向けた一層の周知広報

・共同アピールの実施

i) オール和歌山共同アピール(平成28年10月26日)

ii) 個人住民税の特別徴収推進に関する近畿府県共同アピール(平成28年10月26日)

・広報・周知に関する体系的な取組の実施

i) 事業者への事前予告通知書の送付

ii) 税理士関係団体等各種業界関係団体への協力依頼(訪問:16団体、郵送:38団体)

iii) 年末調整説明会、各種媒体(ホームページ、広報誌、申告書送付時等)を用いた周知活動

②事業者の利便性向上

・ガイドライン及び想定Q&Aの作成

・各種様式の統一化

(2) 平成29年度の取組

①取組スケジュール(予定)

4月～ 指定予告通知書の送付(順次)

5月～ 近畿府県と連携した広報活動の実施

7月～ 地域で連携した個別周知活動の取組

②納税部門との連携について

滞納事業所に対する対応について納税部門との情報連携に努め、督促状発付前の電話勧奨等を実施し、滞納を未然に防ぐ取組を進める。



平成30年度からの更なる特別徴収の徹底の円滑な実施に向け、一層の周知活動を行うことが平成29年度の課題

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

『県税及び市町村税の徴収強化会議』

税務協議会会則第19条に基づく研究会として平成17年に設置。

県と市町村が共通の徴税意識を持ち、連携協力して互いの徴収確保を行うための徴収強化策についての調査、研究及び共同事業を行う

【主な取組】

●共同事業の実施

- ・ 合同滞納整理強化月間の設定による徴収確保の取組
- ・ 個人住民税の共同催告
- ・ 電話加入権、不動産の合同公売の実施

●各地域ブロックにおける活動

- ・ 各地域ブロック単位で県税事務所職員等が実務に即した研修会を実施
(徴収事務のマネジメント、検索及びタイヤロック実務研修、徴収ロールプレイング等)
- ・ 地方税法48条による個人住民税の直接徴収、併任派遣

●徴収課題の検討

- ・ 進行管理・債権管理の実践、執行停止処理・各種緩和制度の運用等

【今後の展開】

- (1) 進行管理及び債権管理の実践による有効な取組の研究
- (2) 地域における徴収強化のための 市町村間の連携促進
- (3) 新たな滞納を作らない現年滞納整理に関する取組の実施

和歌山県・市町村連携会議

平成28年度活動報告

コスト縮減等小委員会
平成29年3月

コスト縮減対策等に関する取組状況に係るアンケート結果

人口減少・少子高齢化社会において、行政サービスの持続可能な提供を確保することが喫緊の課題となっている。この課題への解決策としては様々なものが考えられるが、その一つである「コストの縮減・歳入確保の取組」は、全ての市町村に共通する必要不可欠な取組であり、これまで、県内30市町村では創意工夫によりそれぞれの取組がなされてきた。

今回、「コスト縮減・歳入確保の取組」が県内30市町村で一層推進されるよう、県内の取組の現状を把握するとともに、先進事例や優良事例を共有するために、県内30市町村に対し、現在の取組についてのアンケートを実施した。

調査項目

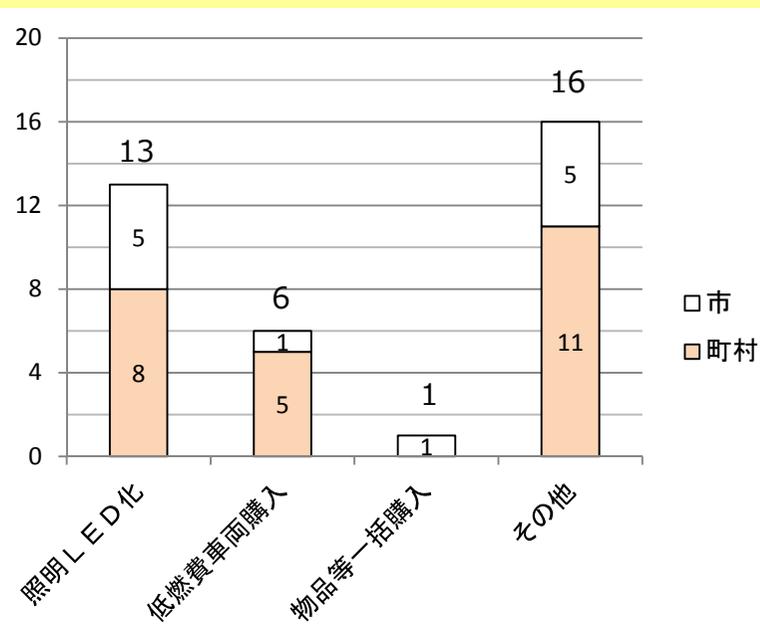
- (1) コスト縮減対策・歳入確保の取組
- (2) 電気料金の削減に関する取組
- (3) その他

調査方法等

対象	県内30市町村
調査方法	選択式（一部自由記載）調査票
調査期間	平成28年10月7日～20日
調査結果の集計	自由記載による回答欄の調査結果については、事務局により回答内容を類型化し、分類・集計している。

◆ 市町村において実施中のコスト縮減対策

多くの市町村で実施中と回答のあった取組は、「庁舎・公共施設等の照明LED化（13団体）」「公用車を低燃費車両に更新（6団体）」であった。



○ 事例：庁内内照明のLED化（由良町）

職員が常時在席している執務室など、利用頻度が高い部屋から優先的に工事を実施した。

【費用】

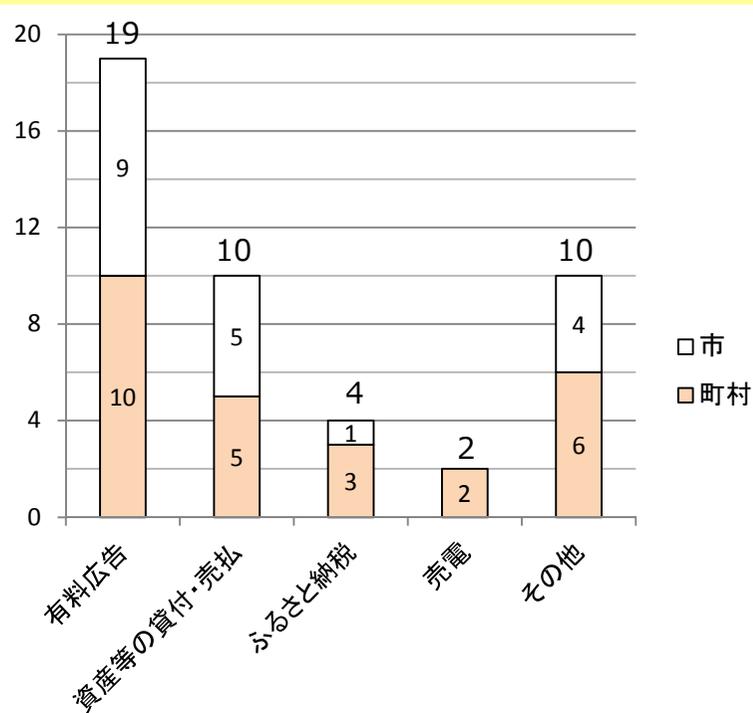
年度	費用	実施個所
25	2,384千円	町長室・執務室
26	1,186千円	玄関・ロビー等
27	1,431千円	大会議室・非常灯

【効果】

年度	年間電気使用量	対前年度比
25	270,755kWh	—
26	246,420kWh	▲9.0%
27	230,969kWh	▲6.3%

◆ 市町村において実施中の歳入確保の取組

多くの市町村で実施中と回答のあった取組は、「広報紙・HP等での有料広告事業（19団体）」「資産等の貸付・売払（10団体）」であった。



○ 事例：庁舎の一部（壁）を広告事業者
に有料広告設置スペースとして
貸付（御坊市）

施設貸付収入に加え、案内板等により
利便性も向上。また、液晶ディスプレイ
にホワイトボードを併設したり、操作方
法について説明会を行うなど、事務負担
の増とならないよう配慮。



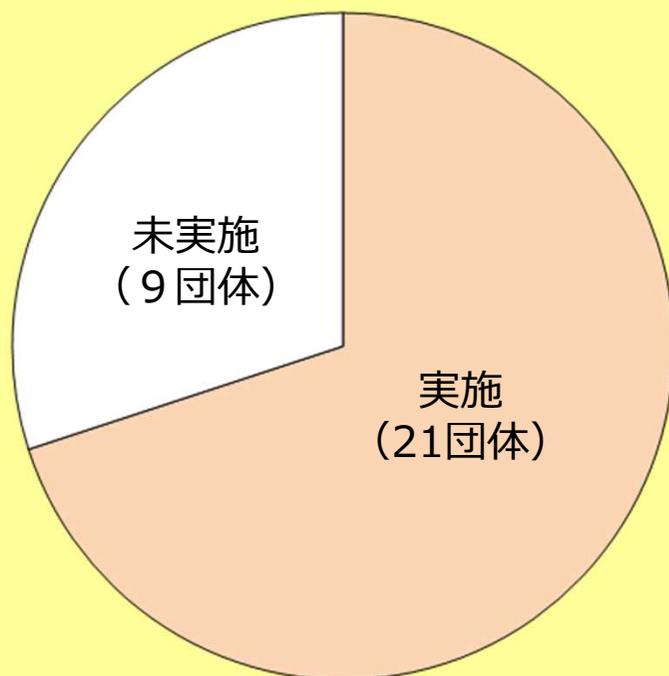
設置費用
収入

広告事業者が負担
施設貸付料（月額）
電気使用量相当額（月額）

◆ 市町村で実施中の最大電力抑制の取組

・ デマンド監視の実施状況

「最大電力抑制の取組を実施している」と回答した23団体のうち、実に21団体が「デマンド監視装置を設置している」と回答した。



○ 事例：デマンド監視装置の設置（白浜町）

デマンド監視装置で24時間電力使用状況を監視。電気の使用状況等を精査し、削減効果の大きい施設から取組を進め、最大電力を抑制し電気料金を抑えることができた。

【費用】（デマンド監視委託料）
十数万～二十数万円（施設／年）

【効果】（白浜町役場庁舎）

年度	最大電力	料金増減
設置前	150 kW	—
24	121 kW	▲498,496円
25	119 kW	▲34,378円
26	122 kW	51,568円
27	116 kW	▲103,137円

「知恵の和」運用の終了について

◆ 近年の「知恵の和」利用実績

市町村課が「知恵の和」に掲載した資料を、市町村及び一組がダウンロードした件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
振興班資料	20	42	76	234	62	-
行政班資料	188	1	516	149	8	-
財政班資料	613	321	448	696	412	310
税政班資料	648	592	479	681	540	24
合計	1,469	956	1,519	1,760	1,022	334

「-」欄・・・掲載した資料なし

県と市町村、一部事務組合の情報交換や資料提供の場として運用していたが、近年掲示板機能が利用されていない上、平成26年3月に全庁的な資料提供システムが構築されたことにより、「知恵の和」の資料提供システムの利用頻度が下がったため、平成28年12月31日をもって運用を終了した。

コスト縮減対策等に関する取組状況に係るアンケート

調 査 結 果 報 告

平成29年3月

和歌山県・市町村連携会議
コスト縮減等小委員会

【目 次】

◆ 調査の概要	1
◆ 調査結果 1) コスト縮減対策・歳入確保の取組について	
1 市町村において実施中（または検討中）のコスト縮減対策	
(1) 調査結果	2
(2) 事例紹介	3
2 市町村において実施中（または検討中）の歳入確保の取組	
(1) 調査結果	9
(2) 事例紹介	9
◆ 調査結果 2) 電気料金の削減に関する取組について	
1 最大電力を抑制するための取組について	
(1) 調査結果	15
(2) 事例紹介	16
2 新電力の導入状況について	20
◆ アンケート回答一覧（参考資料）	23

調査の概要

1 調査の目的

人口減少・少子高齢化社会において、行政サービスの持続可能な提供を確保することが喫緊の課題となっています。

この課題への解決策としては様々なものが考えられますが、その一つである「コストの縮減・歳入確保の取組」は、全ての市町村に共通する必要不可欠な取組であり、これまで、県内30市町村では創意工夫によりそれぞれの取組がなされてきました。

今回、「コスト縮減・歳入確保の取組」が県内30市町村で一層推進されるよう、県内の取組の現状を把握するとともに、先進事例や優良事例を共有するために、県内30市町村に対し、現在の取組についてのアンケートを実施しました。

2 調査項目

- (1) コスト縮減対策・歳入確保の取組について
- (2) 電気料金の削減に関する取組について
- (3) その他

3 調査方法

- (1) 対 象 県内30市町村
- (2) 調査方法 選択式（一部自由記載）調査票による
- (3) 調査期間 平成28年10月7日（金）～20日（木）

4 調査結果の集計方法など

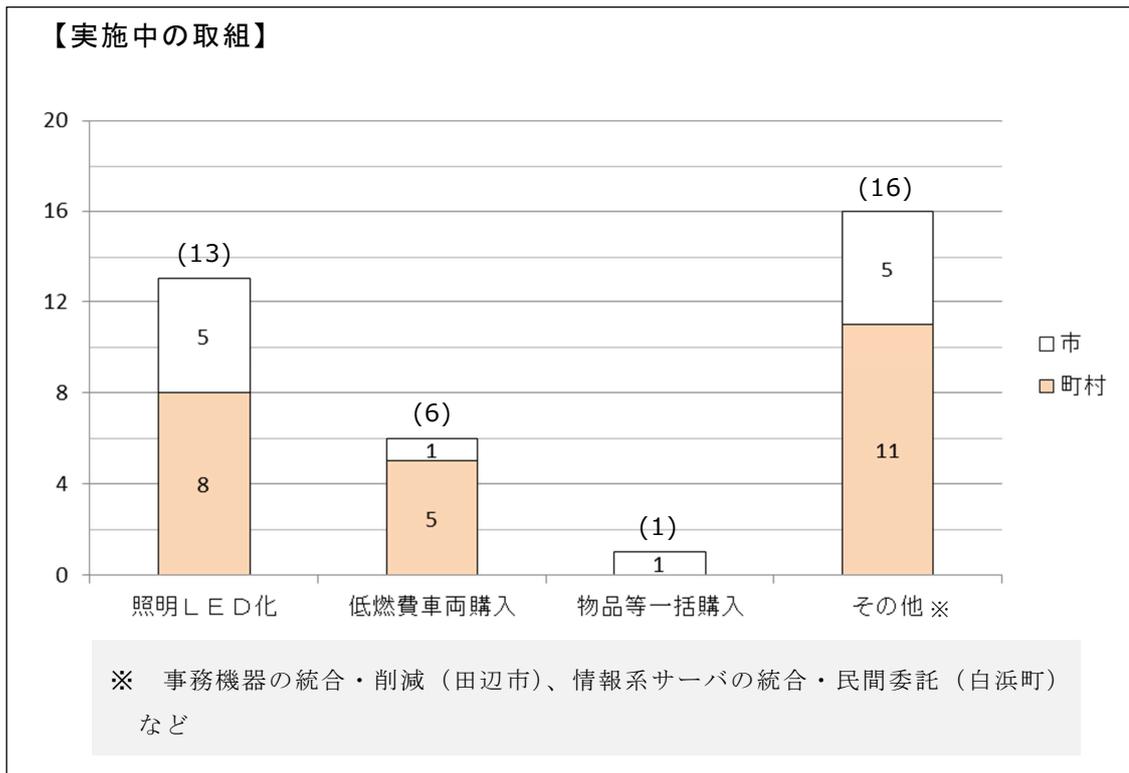
自由記載による回答欄の調査結果については、事務局により回答内容を類型化し、分類・集計しています。また、照明のLED化を行った施設や取組事例紹介など、追加調査により聴取した事項があります。

【調査結果 1】コスト縮減対策・歳入確保の取組について

1 市町村において実施中（または検討中）のコスト縮減対策

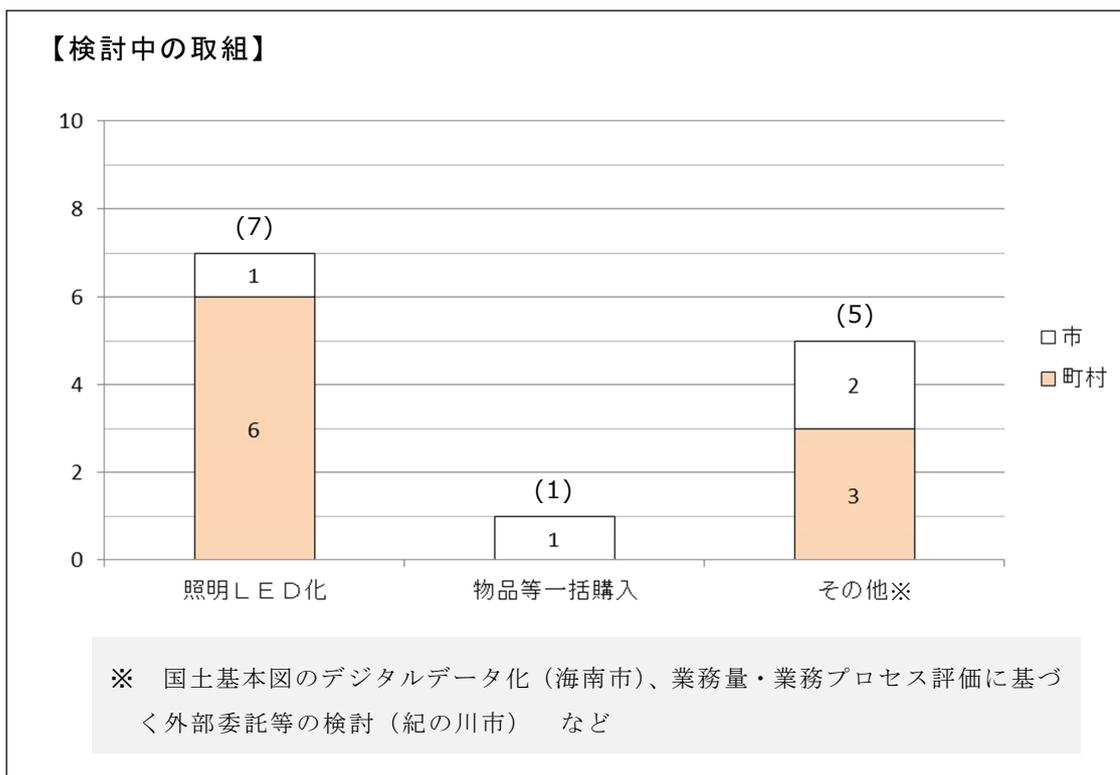
(1) 調査結果

多くの市町村で実施されている取組としては、「庁舎・公共施設等の照明のLED化（13団体）」「公用車を低燃費車両に更新（6団体）」がありました。



（参考）団体別／施設類型別 LED化の状況（一部フロア等の実施も含む）

団体名	LED化	施設類型別			
		庁舎	学校等	公共施設	その他
和歌山市	○	○			
海南市	○	○			
有田市	○	○		○	
御坊市	○		○	○	
岩出市	○	○			
かつらぎ町	○	○			
湯浅町	○	○			
有田川町	○				
由良町	○	○			
印南町	○	○			○
日高川町	○	○			
那智勝浦町	○	○			
北山村	○	○			
計	13	11	1	2	1



(2) 事例紹介

① 施設照明のLED化

県内30団体中、13団体で実施、7団体で実施を検討中と、もっとも多くの団体で回答があったのが、施設照明のLED化の取組でした。

LED照明には、「蛍光灯よりも長寿命」「蛍光灯よりも消費電力が小さい」などの利点がありますが、既存の蛍光灯照明からLED照明に切り替える際には、次の点に注意が必要となります。

【照明LED化工事の注意点】

従来型の蛍光灯照明器具には安定器（電流の制御装置）がついていますが、これはLEDには必要ないため、通常は工事の際に取り外します。安定器を取り外さず取付けできるLED（工事不要直管蛍光灯型LED）もありますが、本来は不要な安定器が電力を消費するため、電力の削減効果が弱まるほか、安定器の故障でLEDも点灯しなくなるなどのデメリットがあります。

このため、LED化を行う施設においては、LED化に要する費用と、十分な電力の削減効果が得られるかを比較衡量し、適切な実施方法を選択することが必要となります（事例紹介①：由良町、和歌山市を参照）。

また、工事によりLED化を実施する場合は、地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置率30%）を活用することができます。

市町村名	由良町	担当部署	総務政策課企画政策班
		電話番号	0738-65-1801

1 取組事例名

庁舎内執務室等における照明のLED化

2 取組期間

平成25～27年度（以降も継続予定）

3 取組の具体的内容

役場庁舎の執務室、玄関ロビー及び会議室等の既存蛍光灯照明をLEDによる照明器具に交換することで、省電力化及び照明の長寿命化による経常経費の削減を図る。

年 度	工事期間（※1）	内 容
平成25年度	10月21日～11月20日， 1月10日～3月11日	庁舎執務室のLED化を実施
平成26年度	9月18日～10月17日	庁舎1階の玄関やロビー等のLED化を実施
平成27年度	5月14日～6月12日， 11月20日～1月28日	庁舎3階大会議室照明及び庁舎内全ての非常用灯（※2）のLED化を実施

※1 各年度とも、業務への影響を考慮し、閉庁日に工事を行った。

※2 停電時に室内や廊下を照らす機能を有する避難誘導のための電灯

【参考】由良町役場庁舎

（平成28年4月1日現在）

竣 工	平成元年5月	構 造	鉄筋コンクリート構造
敷地面積	4,742.02㎡		（一部鉄骨造）
延床面積	3,891.38㎡	執務室の数	12室
規模・階数	地上4階	職 員 数	55人（一般行政部門計）

4 取組の背景・理由、着手のきっかけ

庁内の機器等の増設や職員の勤務時間の増に伴い、電気料金が嵩んでいたことや、東日本大震災以降の夏期及び冬期における電力逼迫の報道等から、節電の取組として照明のLED化が一般的に叫ばれていたこともあり、取組に着手することになった。

5 導入に向けての検討事項や、取組の進め方（庁内検討、実施行程、場所の選定等）

LED化を実施する部屋の選定の条件については、利用頻度が高く、職員が常時在席している執務室等から実施し、その後、庁舎内でも使用頻度が高いロビーや会議室等の工事を行った。

平成25年度に執務室の工事を行った際には蛍光灯の基盤を交換したが、非常用灯についてはLEDに対応しているものが当時メーカー側で生産されていなかったため、LED化できなかった。しかし、平成27年度において、LEDに対応した非常用灯が出てきたため、LED化が未実施だった執務室内の非常用灯も無事にLED化することができた。

LED化については、基盤から取り替える方法と、蛍光灯を直管型LEDに交換する方法があったので、各部屋の特性を考慮して、それぞれの部屋に見合ったものを設置（基本的には基盤から交換を行ったが、町長室や特別室など儀礼的な用途にも用いられる部屋については、部屋の装飾上、基盤を交換すると室内の雰囲気損なうことから、基盤はそのままに蛍光管をLEDに取り換えることで対応）した。

6 取組に係る費用、取組の実施による効果

・ 費用

年 度	費 用	備 考
平成25年度	2,384千円	町長室を始め庁舎執務室全室
平成26年度	1,186千円	玄関、ロビー等
平成27年度	1,431千円	3階大会議室及び庁内非常用灯付全部

・ 効果

工事を行った期間内で電気料金の値上げもあったので、電気料金の比較検討は行っていないが、各年で電気使用量の比較を行った。

年 度	電気使用量（年間）	増 減	対前年度比
平成25年度	270,755 kWh	—	—
平成26年度	246,420 kWh	▲24,335 kWh	▲9.0%
平成27年度	230,969 kWh	▲15,451 kWh	▲6.3%

7 取組を進めていく中で発生した課題・問題点（苦勞した点など）

特になし。

8 今後の構想・課題

平常時において、主に職員や住民が利用する部屋等は整備できたので、今後は階段やトイレを自動点灯するものへ計画的に整備していくことを検討している。

9 これから取組を実施する他団体へのアドバイス

由良町役場庁舎は、他の役所のように規模もそれほど大きくなく、工事費用や工事期間も他に比べれば割と簡素にできたと思う。規模が大きな庁舎になってくるとLED化をどの部分から着手していくのかを判断していくのも難しいと思う。

市町村名	和歌山市	取組概要	庁舎内照明を蛍光灯からLEDに交換
【概要】			
経費削減のため、平成24年度からFLR型蛍光灯を直管型LEDに交換中。			
年 度	交換本数	年 度	交換本数
平成24年度	100組200本	平成27年度	100組200本
平成25年度	200組400本	平成28年度	200組400本
平成26年度	100組200本	—	—
交換は、超過勤務の多いフロアから実施（修繕費で対応）した。			
工事ではなく交換を選択した理由は、工事では事業費が大きくなってしまふことから。また、十分な電力削減効果、長寿命化によるコスト削減効果が交換でも得られるか、実施前にメーカーに確認している。			
期待していた経費削減効果のほか、施設管理所管課による蛍光灯の交換作業が減少するなど、施設管理上の事務負担削減効果もあった。			

② その他のコスト削減対策の取組事例

その他の取組事例として、低燃費車両の購入、物品等の一括購入、事務機器の統合・削減、事務機器リース契約に係る長期継続契約の締結、庁舎雑用水への雨水利用、情報系サーバの統合などの回答がありましたので、ご紹介します。

市町村名	橋本市	取組概要	公用車を低燃費車両に更新
【概要】 地域活性化事業債を活用し、更新時期を迎える車両を低燃費車両に更新。			

市町村名	有田市	取組概要	消耗品・委託業務の一括発注
【概要】 消耗品調達コストの削減や、入札事務の負担軽減のため、事務用品や一部業務委託（消防設備点検等）に係る発注・契約を一括で実施している。発注・入札に係る事務の集約化（管財課への集約）であり、予算は従前のおり各事業費に計上している。 コピー機のリース契約や封筒など、単価契約により発注している用品について、各部署の所要数を集約することによって発注ロット数が増え、契約単価を下げることができている。また、各課において入札や契約に係る事務の削減や、部署によってばらつきがあった仕様や契約内容を共通化することができた。			

市町村名	田辺市	取組概要	事務機器の機能集約による台数削減
【概要】 コピー機やファクス単体機の更新時期に併せ、ファクス機能付の複合機に更新。複数の機能を一台に集約することで、事務機器数及び維持コストの削減を図っている。			

市町村名	高野町	取組概要	長期継続契約によるリース料抑制
【概要】 リース契約により使用しているコピー機について、単年度契約で使用していたものを、長期継続契約に変更することで、コピー1枚当たりのリース料を抑制した。			

市町村名	湯浅町	取組概要	庁舎雑用水の雨水利用
<p>【概要】</p> <p>平成27年度の新庁舎建設に併せ、トイレの排水等の雑用水に雨水を利用する設備の導入を行った。コスト削減のほか環境負荷の軽減も考慮して導入したもので、平成28年度からの水道料金等の削減を期待している。</p>			

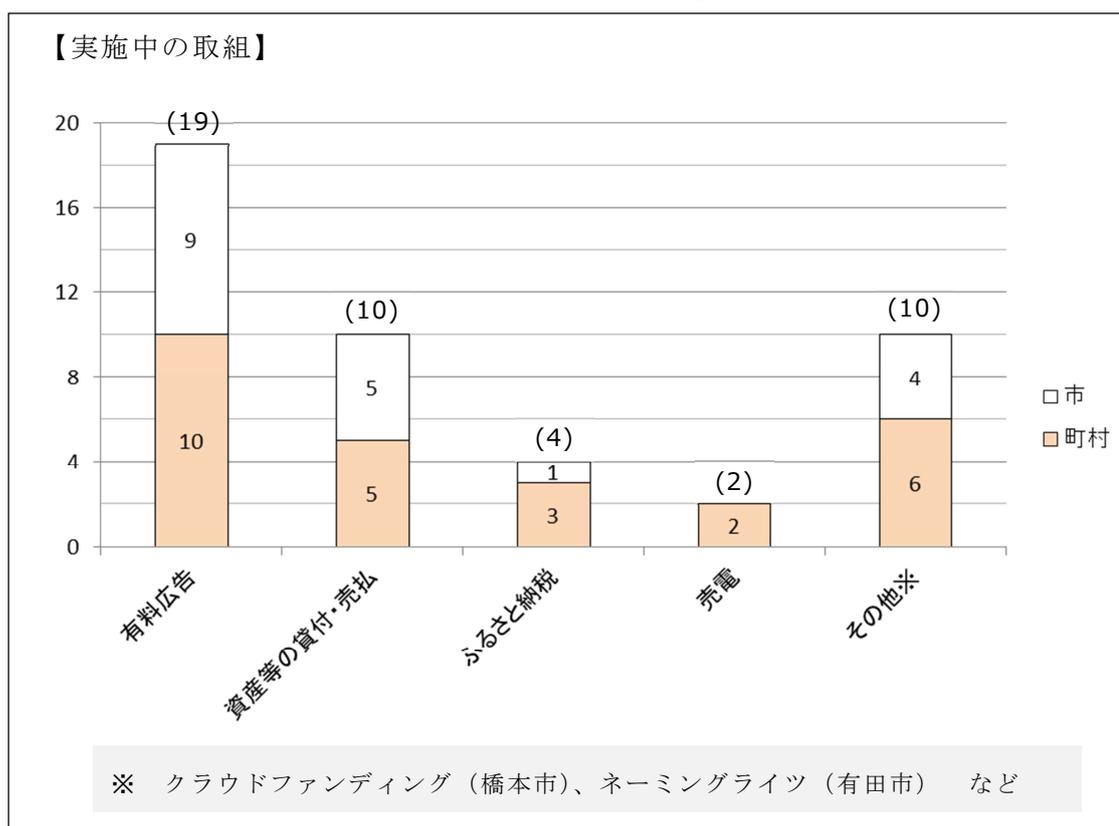
市町村名	白浜町	取組概要	情報系サーバの統合・民間委託
<p>【概要】</p> <p>情報系サーバ（メールサーバ、ファイルサーバ、グループウェアサーバ等）について、それぞれ個別にサーバを設置していたが、機器更新の時期に併せ、統合できるもの（メールサーバとファイルサーバ）は統合し、保守費用等の削減を図った。また、統合できないものは（グループウェアサーバ等）民間委託し、保守費用が不要となった。</p> <p>メリットとしては、サーバの統合及び外部化により保守費用が削減されたこと、保守作業自体が外部化されることによって事務の簡素化が図られたこと、災害時のデータ保護対策となることが挙げられる。</p> <p>なお、災害時に委託したサーバとの接続状態がどの程度保たれるのか未知数の部分があり、また、災害時に接続が途絶した場合、復旧までの期間がかかることが懸念されることから、委託するサーバは業務への影響が小さいものを選定している。</p>			

2 市町村において実施中（または検討中）の歳入確保の取組

(1) 調査結果

多くの市町村で実施されている取組としては、「広報紙、HP、封筒、庁舎案内板等における有料広告収入の確保（19団体）」「資産等の貸付・売払（10団体）」がありました。

また、その他の取組としては「クラウドファンディングによる事業費の確保（橋本市）」「ネーミングライツによる収入（有田市）」などが回答されています。



【検討中の取組】 ※ 回答数が少なかったため、箇条書きで掲載しています。

- ・ 社会体育施設（球場バックネット等）への有料広告の掲載（田辺市）
- ・ 余剰施設の貸出しを検討中（高野町）
- ・ 不要な公有財産の売却に官公庁オークションの導入を検討中（印南町）

(2) 事例紹介

歳入確保の取組事例として、庁舎の一部貸付による財源確保、クラウドファンディング、命名権の導入、古紙及び廃油の売払についてご紹介します。

市町村名	御坊市	担当部署	財政課 管財係
		電話番号	0738-23-5533

1 取組事例名	
庁舎の一部を広告設置スペースとして貸し付け、新たな財源を確保	
2 取組期間	
平成27年8月1日～平成28年3月31日（当初契約） （但し、期間満了の3ヶ月前までに書面による申し出がない限り1年間の自動更新）	
3 取組の具体的内容	
<p>○ 市役所庁舎の一部（壁）を、広告事業者により有料広告設置スペースとして貸付。貸付を受けた広告事業者は、有料広告の表示スペース（又は機能）を設けた庁舎案内板・液晶ディスプレイ等を設置し、広告事業者が募集した有料広告を掲載します。これにより、本市は施設貸付収入を、広告事業者は広告料収入を得るものです。</p> <p>○ 設置物には、広告だけではなく、庁舎案内板や市内公共施設の位置図などが大きく表示されています。また、写真の液晶ディスプレイには、広告のほかに行政からの情報等を、自動的に一定間隔で切り替えながら複数表示するものとなっており、来庁者が行政情報を得るためのツールとなるなど、庁舎に設置するものとしての公共性を備えたものとなっております。</p> <p>○ 広告枠の営業は広告事業者が行うため、市側に新たな事務は発生しません。また、掲載する広告の内容については、広告事業者の一存で決定されるものではなく、事前に広告事業者から本市に相談があり、本市が掲載可とした広告のみ掲載することとして取り扱っているため、本市の品位・イメージを妨げるものや、市民に不利益を与えるような広告が掲載されることはありません。</p>	 

4 取組の背景・理由、着手のきっかけ

取組前は、老朽化し見にくくなった庁舎案内板や、かなり前に設置されたと思われる市内全域地図が設置されており、掲載内容も古いものとなっていました。これに対し、

- (1) LED のバックライトで照らす庁舎案内板や液晶画面のインフォメーション、各フロアエレベータ横へのフロア案内図、エレベータ内への各フロア案内等を、広告事業者が無料で製作する
- (2) 広告事業者は、庁舎案内板や液晶画面のインフォメーションに設けた広告スペースにより、有料広告事業を行う
- (3) 広告事業者は市に対し、庁舎案内板等の設置に係る施設使用料及び電気使用料を支払う

との提案が広告事業者からあったため、この取組に着手しました。

5 導入に向けての検討事項や、取組の進め方（庁内検討、実施行程、場所の選定等）

- 庁舎内での行政情報の周知（インフォメーション）については、今までは「本日の行事」として、ホワイトボードやペーパーにて掲示していました。今回の取組でインフォメーションを液晶化することについて、インフォメーションの使用頻度が高いことが予想される部署の担当者に実際に意見を聞いた結果、使用方法が複雑化し、逆に不便が生じるのではないかと懸念があったため、業者に要望を行い、ホワイトボードの付属した液晶画面を設置することとしました。
- インフォメーションの液晶画面を操作するには、パソコンによる編集が必要であることから、庁内向けの説明会を開催しました。
- 操作方法に関する問い合わせについては、液晶画面近くの階段下隅へ使用方法説明書を設置して対応しています。また、説明書では操作方法が不明な時は、各使用者が業者にメールで質問し解決することとしています。
- 広告審査は、広告内容を確認し、税滞納の有無を確認のうえ、掲載を決定しています。
- 導入スケジュール（平成27年）

2月	業者から提案
4月30日	協定締結（入札なし）
7月	設置工事
8月1日	運用開始
8月3日	庁内向け操作説明会

6 取組に係る費用、取組の実施による効果	
設置費用	設置費用：なし（広告事業者が負担）
収入	施設貸付：20,000円／月
その他	電気使用料：1,200円／月（電気使用料相当額として収入）
<p>庁舎案内図や市内全域地図は、原則1年に1回、広告事業者が更新するものとなっており、2回以上の変更はテプラ等の貼付で行います。これらの更新に費用は要さないため、単なる収入としての効果以外にも、（庁舎案内図等を自前で更新する場合などの）支出を削減し、来庁者の利便性を増す効果も得られていると考えています。</p>	
7 取組を進めていく中で発生した課題・問題点（苦労した点など）	
<p>インフォメーションをすべて液晶化することを業者から薦められましたが、実際に使用頻度の高い部署の担当者に意見を聞くと、今のまま（ホワイトボードやペーパーによる掲示）がいいという意見があったことで、併用できる物を設置しました。</p> <p>また、新たに液晶ディスプレイを導入することで、操作方法についての問い合わせ等が担当部署に多く寄せられることや、操作が不慣れなことに起因して、実際に画面を操作する各課職員の事務負担感が増すことが懸念されましたが、業者と対応を協議し、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 操作方法の説明会を開催し、職員へ操作の習熟を促す (2) 操作方法について不明な点がある場合は、実際に画面を操作する者が説明書を確認して解決する (3) 説明書によっても不明点が解決しない場合は、メールにより広告事業者のヘルプデスクに問い合わせる </div> <p>とすることで、操作に関する不明点を解消しつつ、担当部署の負担増とならないような体制を整えることができました。</p>	
8 今後の構想・課題	
<p>現在構想・課題は特にありませんが、今後活用できる場所、機会があれば積極的に採用していきたいと考えています。</p>	
9 これから取組を実施する他団体へのアドバイス	
<p>インフォメーションの液晶画面等、各部署が利活用できるものについては、各部署の意見や要望等を把握した上で設置し、市民、職員、来庁者において利便性が向上するよう設置することが重要だと考えます。</p>	

市町村名	橋本市	取組概要	ガバメントクラウドファンディングによる事業費の確保
------	-----	------	---------------------------

【概要】

財政状況の厳しい中、歳入確保の手法を検討している中でガバメントクラウドファンディング（※）により寄附金を募る手法が浮かんできました。

ガバメントクラウドファンディングにより募集を行う事業は、庁内で希望する事業を募集し、調整をして年間計画を立てています。目標額は事業ごとに担当部署で定めることとしています。現在までの実績は以下のとおり。

◆ 平成27年度実績

(単位：千円)

事業名	継続年数	目標金額	実績	事業内容	返礼品
”紀の川最大”一尺玉大輪の打ち上げを目指して	毎年度	2,400	600	一尺玉打ち上げ資金	花火玉レプリカ
世界的数学者「岡潔」数学に対する熱意と偉業、情緒という日本人の心の大切さを未来に引き継ごう	H27～30	4,000	1,430	岡潔記念館整備費（改修費用）	岡潔グッズ

◆ 平成28年度実績（11月現在）

(単位：千円)

事業名	継続年数	目標金額	実績	事業内容	返礼品
”紀の川最大”一尺玉大輪の打ち上げを目指して	毎年度	2,400	94	一尺玉打ち上げ資金	花火玉レプリカ
世界に一つだけの竹竿「紀州へら竿」を未来に引き継ぐために！	H28～	5,000	1,005	普及促進、担い手育成	製竿組合と協議
日本人女性初の金メダリスト「前畑秀子」の異業や功績を未来へ引き継ごう	H27～30	2,000	110	朝ドラ誘致	前畑グッズ
世界的数学者「岡潔」数学に対する熱意と偉業、情緒という日本人の心の大切さを未来に引き継ごう	H27～30	2,570	募集中	岡潔記念館整備費（改修費用）	岡潔グッズ

※ ガバメントクラウドファンディングとは

自治体が行うクラウドファンディングのこと。橋本市では特定事業に要する資金について、ふるさと納税の制度を活用し実施しています。

市町村名	橋本市	取組概要	施設・催事等への命名権の導入
<p>【概要】</p> <p>イベントを所管する部署に対し、過去に命名権（ネーミングライツ）について企業から問い合わせがあったことから、命名権のニーズに対応できるよう有料広告要綱を改正し、平成28年11月から、市のすべての施設・催事等を対象に命名権の募集ができるよう整備しました。</p> <p>命名権の契約期間は3年以上を原則とし、施設や業務内容に応じて決定します。また、利用料については、施設の規模や利用者数、イベント開催数、メディアへの露出度、類似施設との比較等を考慮して個別に決定することとしているため、設定していません。</p> <p>命名権者の選定方法については、広告審査委員会で、提示価格、愛称の内容、社会貢献等を審査し、選定を行うこととしています。</p> <p>導入前に課題として挙げたことは、本市の施設や催事等に広告価値があるのかどうかや、募集を行った際に応募があるのかということでしたが、今後の制度活用を見越して先に制度の整備を行ったものです（回答時点での利用実績はなし）。</p>			

市町村名	有田市	取組概要	古紙及び廃油の売払
<p>【概要】</p> <p>古紙（古新聞等の公文書でないもの）及び給食センター調理油の廃油を売り払い、収入としている。収入額は微々たるものだが、廃油は処理施設に持ち込んで処理するものであるため、廃油の処理量を減らすことで加入する一部事務組合の負担を減らし、環境負荷を低減している（なお、売払に際し、分別等の新たな手間は特に発生していない）。</p>			

【調査結果 2】電気料金の削減に関する取組について

1 最大電力を抑制するための取組について

(1) 調査結果

電気の基本料金は「最大電力需要（※1）」に基づく「契約電力（※2）」で決定されるため、最大電力需要を抑制すれば電気料金を抑えることができます。逆に、最大電力需要が契約電力を超過すると超過金が発生するため、最大電力需要を的確に管理することで、電気料金の削減や省エネを推進することができます。

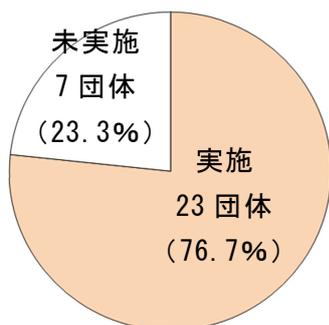
この最大電力を抑制する取組について、次のとおり調査しました。

※1 最大電力需要：30分単位の平均使用電力（kW）のうち、その1カ月中で最大の値

※2 契約電力：過去1年間（その月と前11カ月）の最大需要電力のうちで最も大きい値

(1) 最大電力を抑制する取組

全30団体中23団体が、最大電力の抑制について「何らかの取組を実施している」と回答しました。

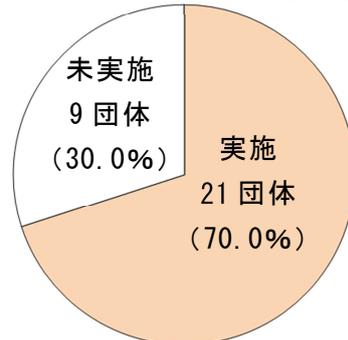


ア デマンド監視装置による実施

全30団体中21団体が、デマンド監視装置（※）により最大電力の抑制を実施していると回答しました。

※ 施設の最大電力需要を計測し、目標値を超過しそうになると警報等で知らせる装置

ア デマンド監視の実施状況



イ BEMS（Building Energy Management System※）

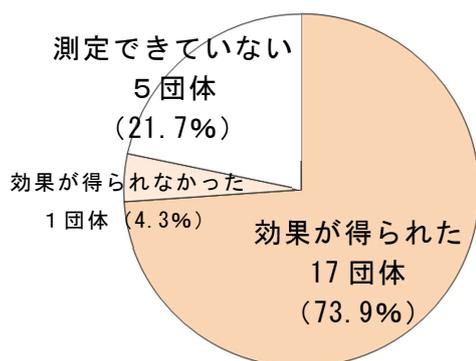
導入は2団体（和歌山市、紀の川市）のみ。

※ 建物内の設備の運転データを蓄積し、エネルギー消費の効率化を図るシステム

ウ その他の取組

エアコンの時間差起動（海南市）、ラミネータなど消費電力の大きい機器の使用時間帯制限（岩出市）、一部太陽光発電の導入（九度山町）など

(2) 取組の効果



(1)で「最大電力を抑制する取組を実施している」と回答した23団体のうち、取組の効果の有無について確認したところ、23団体中17団体が「取組の効果が得られた」と回答しました。

※1) 「測定できていない」理由

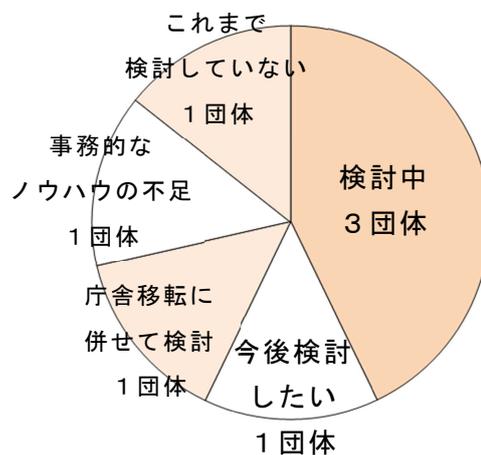
「取組初年度等のため」、「概ね効果はあったと考えているものの、電気使用料単価の変動の影響もあるため、正確な数値として把握していない」「データがないためわからない」など

※2) 「効果が得られなかった」理由

「電気使用料単価の変動の影響も受けていると考えられるが、目に見えて電気料金支払額の削減に繋がっていないため」

(3) 取組を実施していない理由

(1)で「最大電力を抑制する取組を実施していない」と回答した7団体のうち、取組を実施していない理由について確認したところ、7団体中3団体は「検討中」又は「今後検討したい」との回答がありました。



(2) 事例紹介

県内30団体のうち21団体で最大電力抑制の取組として実施されている「デマンド監視装置の導入」についてご紹介します。

市町村名	白浜町	担当部署	総務課財政係
		電話番号	0739-43-5555

1 取組事例名	
デマンド監視装置の導入による電気使用量の削減	
2 取組期間	
平成18年度～	
3 取組の具体的内容	
<p>町有施設のうち、高圧受電設備（※）を有する施設等を対象にデマンド監視装置を設置し、電力使用量の削減に取り組んでいる。</p> <p>デマンド料金制度とは、過去12ヶ月の最大電力需用（デマンド値）の内、最も大きなデマンド値が向こう1年間の契約電力として採用されるもので、当町では、24時間電力使用量を監視し、抑制目標としたデマンド設定値で警報を発生させるなど、負荷を制限して使用することで、契約電力を抑制し、電気料金削減に取り組んでいる。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 高圧受電設備</p> <p>電力需要が大きい大規模なビル・都市部や工場などは、電力会社が大きな電力を効率的に送電する必要性から、一般家庭等よりも高圧の電力が供給されている。高圧受電設備とは、そうして供給された高い電圧を、機器に必要とされる100～200Vなどの電圧に降圧し、配電するための電気設備のことを指す。</p> </div>	
4 取組の背景・理由、着手のきっかけ	
<p>他団体等での電気保安協会の取組事例等を参考に、各施設を所管する部署において導入についての検討を行い、電力使用量の削減効果が見込まれる施設について取組みを開始したもの。</p>	

5 導入に向けての検討事項や、取組の進め方（庁内検討、実施行程、場所の選定等）

- ・ 高圧受電設備を有する施設等、削減効果が大きいと認められる施設等を中心に導入を進めている。
- ・ デマンド監視装置の設定工事については、業務に支障のない土日等で対応した。

【参考】実施状況

平成18年度	日置川ごみ焼却場
平成19年度	白浜町役場庁舎
平成20年度	日置川拠点公民館
平成23年度	白浜幼稚園、とんだ幼稚園
平成25年度	西富田小学校、日置小学校、白浜中学校 等
平成26年度	白浜町清掃センター

- ・ 監視装置を設置した施設では、監視装置の警報音が作動すると、エアコンの設定温度を一時的に下げる（本庁舎など）、照明や設備の稼働状態を調整する（清掃センター）などして電力需要を抑制している。

6 取組に係る費用、取組の実施による効果

- ・ デマンド監視費用 十数万～二十数万円（一施設当たり／年）
- ・ 取組効果（参考）

(1) 白浜町清掃センター

年 度	最大電力	対前年度増減	対前年度削減料金
装置設置前	550 kW	—	—
平成26年度	441 kW	▲ 109 kW	▲ 1,470,912 円
平成27年度	437 kW	▲ 4 kW	▲ 53,978 円

(2) 白浜町役場庁舎

年 度	最大電力	対前年度増減	対前年度料金増減
装置設置前	150 kW	—	—
平成24年度	121 kW	▲ 29 kW	▲ 498,496 円
平成25年度	119 kW	▲ 2 kW	▲ 34,378 円
平成26年度	122 kW	3 kW	51,568 円
平成27年度	116 kW	▲ 6 kW	▲ 103,137 円

※ 電気料金は年度によって単価等に変動があるため、電力の増減幅と電気料金の増減幅は必ずしも一致しない。

※ 各表の初年度の増減は、デマンド監視装置の設置前と比較した数値を計上している。

7 取組を進めていく中で発生した課題・問題点（苦労した点など）

高圧受電設備を有する施設のうち、スポーツ施設では、大会・合宿等の一時的な電力需要を抑制することは不可能であり、デマンド監視装置の導入による削減効果は少ないと思われることから、導入していない。

8 今後の構想・課題

節電及び電気料金抑制の二面から検証を進め、削減効果の大きな施設については今後
も取組みを進めていく。

9 これから取組を実施する他団体へのアドバイス

当町でデマンド監視装置を導入した施設については、電気使用量及び電気料金の削減に一定の効果を上げているものと考えている。これから取組みを行うに当たっては、先のスポーツ施設などの例も踏まえ、削減効果が大きい施設から取り組むのがよいと思われる。

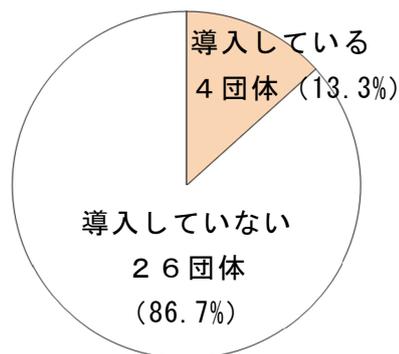
2 新電力の導入状況について

新電力とは、既存の地域電力会社（北海道電力～沖縄電力の10社）とは異なる小売電気事業者のことで、電気料金が安価な傾向にあることから、官公署や民間事業所などで導入が進んでいます。

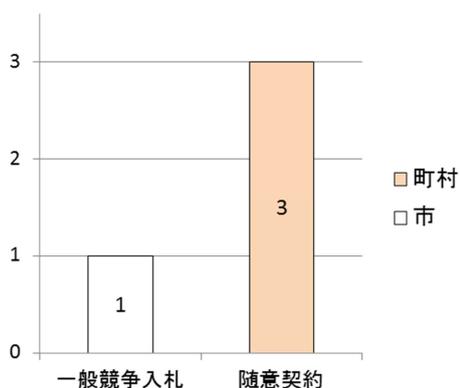
こうした新電力の導入の取組について、次のとおり調査を行いました。

(1) 新電力の導入状況

新電力の導入状況について県内市町村に確認したところ、全30団体中4団体（和歌山市、かつらぎ町、湯浅町、白浜町）が「導入している」と回答しました。



(2) 相手方の選定方法



新電力の導入に当たり採用した業者の選定方法については、新電力を導入した4団体中、一般競争入札が1団体（和歌山市）、随意契約が3団体（かつらぎ町、湯浅町、白浜町）でした。

【参考：契約の相手方】

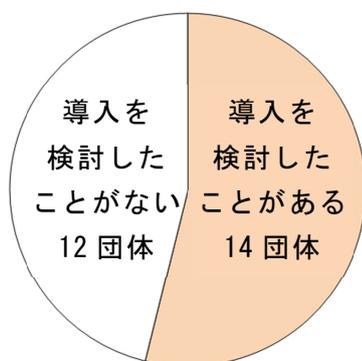
団体名	契約電力会社
和歌山市	和歌山電力、エネサーブ、洸陽電機、サミットエナジー
かつらぎ町	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
湯浅町	株式会社エネット
白浜町	アンフィニ株式会社

(3) 取組の効果

(1)で「新電力を導入している」と回答した4団体に、取組の効果について尋ねたところ、「導入してからの年数が浅く（和歌山市、かつらぎ町、白浜町は平成28年度からの導入）、効果は測定できていない」との回答でした。

しかし、「基本料金及び電気料金単価が関電よりも安いため、確実に電気料金削減効果はありと見込んでいる（かつらぎ町）」との意見もありました。

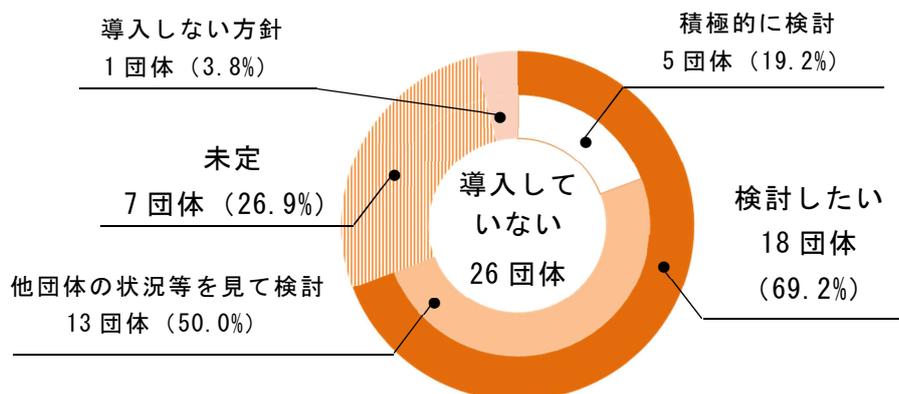
新電力未導入団体の検討の有無



(4) 導入を検討したことがあるか

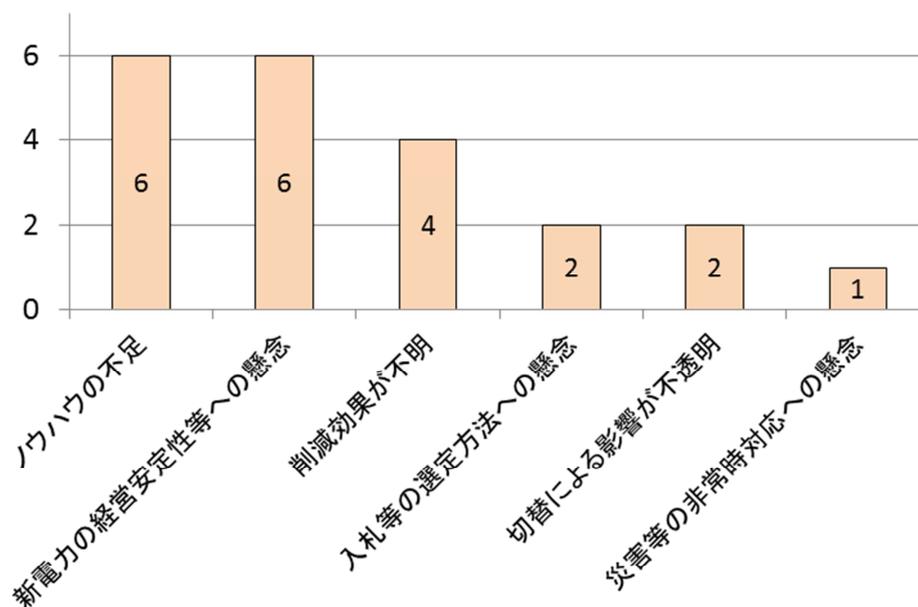
(1)で「新電力を導入していない」と回答した26団体のうち、「これまでに新電力の導入を検討したことがある」と回答した団体は14団体でした。

◆ 今後の新電力導入についての意向



(1)で「新電力を導入していない」と回答した26団体に、今後の導入について尋ねたところ、18団体が「検討したい」、1団体が「導入しない方針」、7団体が「未定」と回答しました。

(5) 導入していない理由



(1)で「新電力を導入していない」と回答した26団体に、導入していない理由や、今後導入を検討するとした場合にハードルとなると考えている事柄について質問したところ、事務的なノウハウの不足や、新電力事業者の経営の安定性について懸念する声が多くみられました。

○ コスト削減対策等に関する取組状況に係るアンケート 回答一覧（1 コスト削減対策・歳入確保の取組について）

参考資料

No.	団体名	コスト削減									歳入確保				
		実施	LED化	うち庁舎	うち学校等	うち		低燃費 車両購入	物品等 一括購入	その他	実施	有料広告	資産等の 貸付・売払	売電	その他
						公共施設	その他								
1	和歌山市	○	○	○						○	○	○			
2	海南市	○	○	○							○	○			
3	橋本市	○					○		○	○	○			○	
4	有田市	○	○	○		○			○	○	○	○		○	
5	御坊市	○	○		○	○				○	○	○			
6	田辺市	○								○	○			○	
7	新宮市									○	○				
8	紀の川市	○								○	○	○		○	
9	岩出市	○	○	○						○	○	○			
10	紀美野町	○					○			○	○				
11	かつらぎ町	○	○	○						○	○	○		○	
12	九度山町	○								○					
13	高野町	○								○				○	
14	湯浅町	○	○	○						○	○				
15	広川町									○	○				
16	有田川町	○	○			○				○			○		
17	美浜町	○					○			○				○	
18	日高町	○					○			○	○				
19	由良町	○	○	○			○			○		○			
20	印南町	○	○	○					○	○				○	
21	みなべ町	○								○		○		○	
22	日高川町	○	○	○						○	○	○			
23	白浜町	○								○	○			○	
24	上富田町	○								○	○				
25	すさみ町	○								○					
26	那智勝浦町	○	○							○	○				
27	太地町									○		○			
28	古座川町	○					○								
29	北山村	○	○	○		○				○			○		
30	串本町	○								○	○				
	計	27	13	10	1	4	1	6	1	16	26	19	10	2	10

○ コスト削減対策等に関する取組状況に係るアンケート 回答一覧（2 電気料金の削減に関する取組について）

参考資料

No.	団体名	電気料金の削減					新電力の導入状況について								
		電力削減の 取組を実施	取組の 効 果			新電力の 導入状況	相手方の 選定方法	取組の 効 果	これまでに 導入の検討 をしたことが	今後の導入について					
			デマンド 監視システム	BEMS	その他					検討したい	積極的に検討	他団体を 見て検討	未定	導 入 しない	
1	和歌山市	○	○	○	あり	○	指名競争入札	(数値なし)							
2	海南市	○			あり				ある	○	○				
3	橋本市	○	○		(数値なし)					○		○			
4	有田市	○	○		あり				ある	○	○				
5	御坊市	○	○		なし										○
6	田辺市	○	○		あり				ある					○	
7	新宮市	○	○	○	あり				ある	○		○			
8	紀の川市	○	○	○	あり				ある	○	○				
9	岩出市	○			(数値なし)				ある	○		○			
10	紀美野町								ある	○	○				
11	かつらぎ町	○	○		あり	○	随意契約	(数値なし)							
12	九度山町	○	○		あり				ある	○		○			
13	高野町									○		○			
14	湯浅町					○	随意契約	(数値なし)							
15	広川町	○	○		あり				ある					○	
16	有田川町	○	○		あり				ある	○		○			
17	美浜町	○	○		あり				ある					○	
18	日高町													○	
19	由良町	○	○		あり									○	
20	印南町	○	○		あり					○	○				
21	みなべ町	○	○		あり					○		○			
22	日高川町	○	○		(数値なし)					○		○			
23	白浜町	○	○		あり	○	随意契約	(数値なし)							
24	上富田町	○	○		(数値なし)				ある	○		○			
25	すさみ町	○	○		あり					○		○			
26	那智勝浦町	○	○		あり				ある	○		○			
27	太地町													○	
28	古座川町									○		○			
29	北山村	○	○		(数値なし)									○	
30	串本町								ある	○		○			
	計	23	21	2	4	—	4	—	—	14	18	5	13	7	1

和歌山県・市町村連携会議

平成28年度活動報告

事務連携小委員会

平成29年3月

平成28年度 県・市町村事務連携の検討結果

1 垂直補完の実施

① 建築工事の完成検査に関する県の支援:みなべ町提案

建築工事の完成検査に関する研修メニューを新設するとともに、既設の「インフラ相談窓口」において、建築工事の監督・検査に関する事前相談を実施。

② 町村等の公平委員会事務の県への委託:有田川町・串本町提案

平成29年4月から希望する14の町村、22の一部事務組合、1つの広域連合の公平委員会の事務について、県人事委員会で受託。以降も順次、希望団体より受託予定。

2 水平連携の実施

① 広域連携による消費生活相談体制の充実:橋本市、紀の川市、岩出市提案

県内の4つの地域において、圏域で専門の相談員を週4日以上配置するなど相談体制を充実。

② 介護認定関係事務の共同処理【継続】:白浜町提案

県内2つの地域において、共同処理を行う事務の範囲や組織体制等について検討を行い、引き続き、共同化について前向きに検討していくことで合意。

建築工事の完成検査に関する県の支援

現状と課題

【現状】

- ・市町村の建築工事においては、小規模工事は、毎年、一定件数実施。一方、大規模工事を毎年実施している市町村は少数。
- ・多くの市町村において、建築職でない検査員が完成検査を実施。

【課題】

- ・必要な知識を有しない職員が完成検査を実施することで、建築工事の品質を確保できないおそれがあると認識する団体あり。
- ・市町村が実施する建築工事の完成検査に係る支援体制の強化が必要。

連携の内容・方法

◎建築工事の内容・規模及び市町村の検査能力に応じた県からの技術的支援を実施。

<小規模工事等> 例) 防水工事、外壁塗装工事、屋根修繕工事 等

技術研修：市町村職員向けの技術研修に工事検査員の研修を追加。（H28.11実施）

<新築・増築・大規模改修工事等>

事前相談：「インフラ相談窓口」において、建築工事の監督・検査に関する事前相談を実施。

⇒人材支援が必要と判断した場合

- ・「わかやま技術支援人材バンク」を紹介。（登録者：県、市町村OBなど。）

⇒現行体制で対応可能と判断した場合

- ・工事の監督・検査における重点確認項目・手法について、設計図書等の確認や臨場を行った上で助言。

連携のメリット

- ・建築工事の完成検査に特化した研修メニューを新設することで、建築職でない検査員の検査能力の底上げが図れる。
- ・ノウハウを有する人材バンク登録者の紹介や県職員の専門性を活用した助言を行うことで建築工事の完成度が向上される。

町村等の公平委員会事務の県への委託

現状と課題

【現状】

・公平委員会の事務

勤務条件に関する措置要求の審査、不利益な処分についての審査請求に対する裁決、職員の苦情処理、職員団体の登録等

- ・すべての人口15万人未満の市、町村及び地方公共団体の組合に必置。
- ・法律上、他の人事委員会に事務委託が可能。（全国では30道県において垂直補完を実施）

【課題】

- ・現在、町村・一組では、処理に知見を要する審査請求・措置要求の案件が無く、事案が発生した場合に、公正な審査に支障が生じるおそれがあると多くの団体で認識。（H23以降全町村・一組・広域連合において0件）
- ・案件がない場合でも、委員報酬や委員会運営のための行政コストを各団体に要し非効率。

連携の内容・方法

- ・平成29年4月から、希望する町村、一組、広域連合の事務を県人事委員会に委託。（14町村、22一組、1広域連合）
- ・平成29年4月以降に委託を希望する団体も、順次委託を実施

連携のメリット

- ・ノウハウを有する県が、不安を抱える団体の事務を受託することで、公正な審査が行われ、職員の利益保護に資する。
- ・運営に伴う経費や事務を効率化できる。

広域連携による消費生活相談体制の充実

現状と課題

【現状】

- ・市町村は主に以下の要件を満たす消費生活センターを設置するよう努める必要性。
 - ①消費生活相談員等の専門性を有する者を配置すること、②週4日以上開設すること
- ・国の財政支援措置として、平成29年度までに新たな専門の相談員の配置を行う等体制強化に対する交付金あり。

【課題】

- ・専門の相談員を同一月に複数回配置している団体が少ない。
- ・専門知識を持たない職員が相談に対応するため、複雑な案件への迅速な対応が困難。
- ・年間の1団体あたりの相談件数が限られるため、単独では専門の相談員を配置することの費用対効果が低い。

連携の内容・方法

◎平成29年度から、海草、有田、日高、東牟婁においては、以下の方式による広域連携により相談体制を充実。

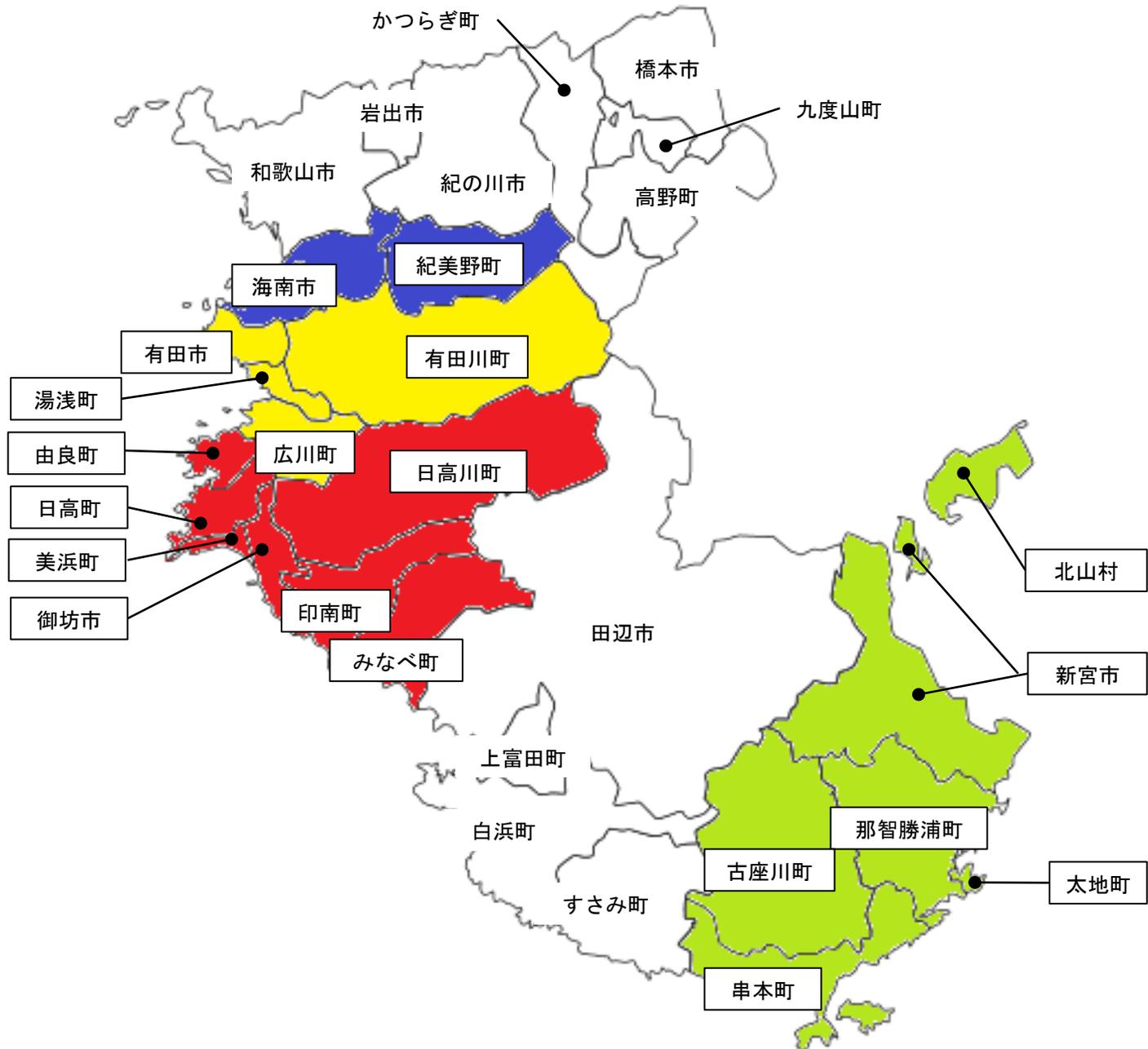
地域	連携方式	内容
海草、日高※、東牟婁	中心市集約方式	中心市に専門の相談員を週5日配置し、連携市町村全ての住民からの相談に対応 ※日高では、御坊市に相談窓口（週5日）を設置し、他町では巡回相談対応（月2回/各町）
有田	相互乗入方式	連携4市町が曜日を決め専門の相談員を配置し、圏域で週4日、連携市町全ての住民からの相談に対応

那賀、伊都、西牟婁については、県から引き続き体制強化を働き掛け。

連携のメリット

- ・専門の相談員の新たな配置や対応時間の増加により相談体制が充実される。
- ・単独での専門の相談員の配置に比べ負担軽減が図れる。

【参考】消費生活相談体制の充実地域（H29）



介護認定関係事務の共同処理(継続)

現状と課題

【現状】

- ・要介護認定事務
 - ①申請に基づく調査員による心身の状況調査、②コンピュータによる1次判定、③主治医意見書の徴取、④介護認定審査会の開催、⑤判定結果に基づく認定の実施
- ・介護認定審査会は、法律上、機関の共同設置や事務の委託が可能であり、県内一部の市町村で実施中。

●一部事務組合(橋本周辺広域市町村圏組合、有田周辺広域圏事務組合、御坊広域行政事務組合) ●共同設置(那智勝浦町・太地町) ●事務委託(北山村が新宮市に委託)

【課題】

- ・介護認定者数の増加に伴い事務量が増加しており、業務の効率化が必要。
- ・周辺市町との認定結果のバラツキがみられるため、判定の平準化が必要。
- ・小規模団体においては、審査会委員の確保が困難であり、審査会開催日数が制限されている団体あり。

連携の内容・方法【継続】

- ・参加意思のあった以下の市町村について、保健所圏域で分科会を設置し、広域化の検討を開始。
 - 田辺保健所圏域: 田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町 ●新宮保健所圏域: 新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
- ・既存一組の例を用い、共同処理によるメリット等を示したことで共同化について、前向きに検討していく方向で合意。
- ・対象事務の範囲や開始時期について引き続き議論を行うことが必要。

連携のメリット

- ・審査会運営に伴う事務やコストが効率化され、事務レベルの向上が図れる。
- ・圏域内市町村間における認定結果が平準化され、公平性が担保される。
- ・専門性を有する委員が圏域で確保され、審査判定に係る期間が短縮され、被認定者の利益に供する。

平成29年度 県・市町村事務連携の検討事業(予定)

平成29年度については、県・市町村連携会議において以下の3つのテーマについて検討し、県・市町村の連携に結びつけていく。

① 戸籍システムの共同化:太地町提案

複数の市町村で戸籍システムの管理サーバーを共同利用することで維持管理コストの低減、メンテナンス事務の効率化、津波被害の回避を図る。

② 障害支援区分認定関係事務の共同処理:紀の川市提案

障害支援区分認定審査会を含む認定事務を共同処理することで認定の平準化を図るとともに、事務の効率化や特に小規模市町村において、専門性を有する委員の確保等を行う。

③ 介護認定関係事務の共同処理【継続】:白浜町提案

介護認定審査会を含む認定事務を共同処理することで認定の平準化を図るとともに、事務の効率化や特に小規模市町村において、専門性を有する委員の確保等を行う。